

(契約保証金)

第5条 市と契約を結ぶ者は、契約金額(長期継続契約([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第234条の3](#))の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。)にあつては、当該契約金額を当該長期継続契約の期間の月数で除した額に12を乗じて得た額(当該額が契約金額を超えるときは、当該契約金額。以下「1年間当たりの契約金額」という。))の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、市長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約人が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約人から委託を受けた保険会社又は[別表](#)に掲げる金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約人が過去3年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、それを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (5) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約をする場合において、契約金額が100万円(工事又は製造の請負については、130万円)以下で、かつ、契約人が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (6) 国又は地方公共団体と契約するとき。
 - (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、契約人が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。
- 2 [前項本文](#)の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。この場合において、[第1号](#)に掲げる国債又は地方債に係る担保の見積価格は、時価の10分の9以内で換算するものとする。
- (1) 国債又は地方債
 - (2) 銀行又は市長が指定する金融機関の保証
 - (3) [公共工事の前払金保証事業に関する法律\(昭和27年法律第184号\)第2条第4項](#)に規定する保証事業会社による保証
 - (4) その他市長が確実と認める担保